

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 24 年 8 月 24 日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新清水鑑定団  
静岡市清水区永楽町 7 番 外 7 筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社カタヤマ 静岡市清水区庵原町 122 番地の 15 代表取締役 片山 郁敏
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社 神成 静岡市葵区牧ヶ谷 2140 番地 代表取締役 成川 政明
- 4 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）  
（変更前） 121 台  
（変更後） 80 台
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）開店時刻 10 時 閉店時刻 20 時  
（変更後）開店時刻 9 時 閉店時刻 2 時
    - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）9 時 30 分から 20 時 30 分まで  
（変更後）8 時 30 分から 2 時 30 分まで
    - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）  
（変更前）5 箇所  
（変更後）3 箇所

5 変更年月日

(1) 駐車場の位置および収容台数

平成 25 年 4 月 17 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

平成 24 年 8 月 25 日

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成 24 年 8 月 25 日

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成 24 年 8 月 25 日

6 届出年月日

平成 24 年 8 月 16 日